排水設備計画 照査実施報告書

以下の申請について、排水設備の設置及び構造に関する法令及び神戸市排水設備指針と解説の規定に適合していることを確認しましたので報告するとともに、申請書を提出いたします。

申請者：

施工場所：

施工業者名：

【 担当者 】

業者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者：

連絡先：TEL（　　　）　　　－　　　　、FAX（　　　）　　　－

e-mail

※申請内容に疑義や不備がある場合、上記に記載された担当者に連絡します。連絡先は携帯電話など日中連絡がつく連絡先を記載してください。（連絡がつかない場合、確認証発行ができませんので、ご注意ください。）

※申請１件ごとに作成してください。

【 参　考 】

　排水設備計画（変更）確認申請書類を作成するにあたり、特に留意していただきたい事項。

〔一　般〕

* 施工場所は公共下水道処理区域である。

（公共下水道処理区域は、ホームページ<https://kobecity.maps.arcgis.com/home/index.html>で確認できます。）

* 申請書及び委任状に記載漏れはない。また、添付資料は満足している。（添付不備がない。）
* 申請書類において、ホワイト修正テープや修正液を使用して訂正していない。（訂正は２重線で見え消しにして追記等を行い、訂正印（指定工事店の社印、代表者印、代表者個人印、責任技術者個人印のいずれか）の押印若しくは自署（訂正日、訂正、訂正会社名、訂正者氏名）する。）
* 申請者及び施工業者名において、法人の場合は会社名及び代表者名を記載している。
* 施工業者は、神戸市下水道排水設備指定工事店（有効期間内）である。
* 責任技術者は、施工業者に専属している神戸市下水道排水設備工事責任技術者（有効期間内）である。
* 開発行為及び排水規制（工場・事業場排水）にかかわるものである場合、別途申請を行っている。
* 排水設備における下水（汚水、雨水）の排除方式は分流式である。
* ドレン排水は「生活・事業に起因する廃水」であり、下水道法第2条における「汚水」にあたるため、汚水系統への排水が原則であることを理解している。
* 土地利用などの私法上の権利などはすべて申請者の責任において処理しなければならないことを理解している。
* 着手予定日にかかわらず、確認証受領後で無ければ、工事着手できないことを理解している。

　（標準審査期間として、14日間要します。申請書不備がある場合、別途日数を要します。）

* 確認後（確認証発行後）、排水管ルートの大幅な変更や、排水設備の設置及び構造の技術上の基準等（上記項目）にかかわる内容変更を行う場合、変更申請が必要であることを理解している。
* 工事完了予定月までに工事が完了しない場合、工期延長届の提出が必要であることを理解している。
* 工事が完成した場合、完成後30日以内に工事完成届を届け出なければならないことを理解している。

〔汚水・雨水〕

* 設計書に用いる線種・記号は神戸市排水設備指針と解説（第１章）に明記されているものを使用している。
* 設計書に、管径・管種・延長及び勾配を記載している。（屋内排水管は勾配未記入でよい。）
* 管渠の勾配は1/100以上とし、屋内・屋外・管径により定められている勾配としている。
* 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けている。

（イ）もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所

（ロ）下水の流路の方向・勾配が著しく変化する箇所（※管渠清掃に支障がない場合、この限りでない。）

（ハ）管渠の長さが内径の120倍を超えない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所

* 屋外の露出排水管は、硬質塩化ビニルの一般管（ＶＰ管）又はＶＰ管と同等以上の耐久性のあるものを使用している。
* 排水管の土被りは、最低20㎝以上とし、道路、車両が出入りする場所などについては、荷重などを考慮し、適正な土被りを確保している。
* ガス給湯器のドレン排水は生活・事業に起因する廃水であるため、汚水系統への排水が原則であること。また、以下の要件を全て満たした場合のみ、例外として雨水系統への排水が可能であることを理解している。

（イ）設置するガス給湯器が一般財団法人日本ガス機器検査協会（JIA）の認証機器であること。

（ロ）近隣周辺の生活環境に悪影響を及ぼすことがないような施工が可能であること。（ドレン排水を直接地先の側溝やベランダ、共用通路等に排水する場合の飛散、溢水防止や、側溝・ますに滞留する水に起因する害虫等が発生しないように配慮する等）また、近隣住宅とのトラブルの原因とならないよう万全を期すこと。

（ハ）汚水系統の排水設備への排出が建物等の構造上極めて困難な場合。

* ますの大きさは、排水管の内径及び設置深さに応じて、維持管理上、支障とならないものを設けている。

〔汚　水〕

* 公共下水道（接続ます）への接続は原則として１本の排水管にまとめ、接続ますの底部に接続している。
* 接続ますの写真は遠景・近景を添付している。（ホームページ：接続ますの写真の見本を参照。）
* 接続ます及び取付間の状態を確認し、以下に該当する場合は必要な対応を行っている。

（イ）お知らせプレートが設置されている場合は、水環境センターに連絡している。

公共下水道の管更生工事（ライニング工事）を行った区域で、土地が空き地であった場合は、接続ますが公共下水道本管に接続していない箇所があります。その場合、接続されていない趣旨と本市対応連絡先を記載したお知らせプレートが設置されている。

（ロ）接続ますが無い場合、建設局下水道部管路課排水設備係（改善担当）と協議している。

（ハ）コンクリート製の接続ます及びヒューム管 ・陶管の取付管並びに構造的な異常が認められる接続ます及び取付管の場合は、塩ビ製に取替える改善工事の支援制度があり、神戸市より給付金がでる制度を認識しており、活用している。

* 阻集器（油脂、鉱油、土砂その他これらに類するもの）が必要となる用途（建物）である場合、阻集器容量計算書及び構造図を添付し、有効な位置に使用目的に適合した阻集器を設けている。
* 汚水ポンプ排水設備を新設又は改造する場合、ディスポーザを設置する場合、事前協議した図書の写しを添付し、協議番号を申請書に記載している。
* 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられている。
* 大便の用に供する器具から汚水を排除する屋外排水管は内径100㎜以上とし、大便以外の用に供する器具から汚水を排除する屋外排水管は内径75㎜以上としている。
* トラップの封水がサイホン作用等によって破られるおそれのあるところは通気管を設けている。
* ３階建て以上の建物の場合、排水及び通気管の配管系統図を添付している。
* 屋外に衛生設備などを設置する場合は、雨水が混入しないよう屋根を設置するなどの措置を施し、設計書に記載している。（屋根設置基準：神戸市排水設備指針と解説§4-18屋外に設置する衛生器具等の処置を参照。）
* その他、排除すべき下水を支障なく流下させることができる構造としている。

（例：排便管からの最初のますは、流入角度45度（ゆるやかな曲がり）とし、落差付など逆流防止付を設置する。）

〔雨　水〕

* 雨水排水の公共道路側溝などへの接続にあたっては、排除先の管理者と協議し、雨水が飛散することがないように、また、側溝などの流れを阻害しないような接続方法としている。
* 雨水の排水設備を公共下水道（雨水幹線）に接続するときは、側溝その他雨水を排除する施設の管底高以上の位置に所要の穴をあけ、内側に突き出さないように接続し、その外周を樹脂系接合材、モルタルその他これらに類するもので埋め、水密にしている。（接続構造は、下水道設計標準図（取付間工及びます設置工）<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/9872/masutoritsukekan.pdf>を参照。）
* 雨水を排除する屋外排水管は、内径75㎜以上としている。
* 雨水を排除すべきますにあっては15㎝以上の泥だめ又はインバートを設けている。
* その他、排除すべき下水を支障なく流下させることができる構造としている。

（例：建物のみならず、敷地全体の雨水排除を考慮している。）